

## 四條畷市就学援助費支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者等に対し、就学援助費を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 就学援助費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる者のうち、次項各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 四條畷市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 本市に居住し学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者の保護者
- (3) 本市に居住し大阪府内の中学校夜間学級(中学校を卒業していない15歳以上の者に対して、夜間に中学校教育を行う施設をいう。)に通学する生徒(当該生徒が未成年者であるときは、その保護者。)
- (4) 本市に居住し大阪府立の中高一貫校の中学校に通学する生徒の保護者

2 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者に限るものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) その世帯に属する者(単身赴任等により児童又は生徒と別居してその生計を維持している父母等を含む。第4条第1項第3号及び第2項第1号において同じ。)の当該年度の4月1日の属する年の前年の所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、分離課税に係る退職所得金額があるときは、その額を除く。)の合計額が別表に定める基準額以下である者
- (3) 四條畷市教育委員会（以下「委員会」という。）が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者

### (就学援助費の種類等)

第3条 就学援助費の種類は次に掲げるとおりとし、その支給額は別に定めるところによる。ただし、生活保護法その他の法令の規定により、又は国若しくは大阪府その他の公共団体から、これらの費用について金銭給付その他の援助を受ける場合には、当該費用に係る就学援助費は、支給しない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 学校給食費
- (4) 修学旅行費
- (5) 校外活動費
- (6) 林間学習費
- (7) 新入学学用品費

- (8) 中学校入学準備金
  - (9) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条各号に掲げる疾病に係るものに限る。）
  - (10) 小学校入学準備金
  - (11) 通学費
- 2 第2条第1項第1号に該当する者の就学援助費は、前項第10号及び第11号に掲げるものを除くものとする。
  - 3 第2条第1項第2号に該当する者の就学援助費は、第1項第10号に掲げるものに限るものとする。
  - 4 第2条第1項第3号に該当する者の就学援助費は、第1項第1号、第2号、第4号（在籍期間内において1回の支給に限る）、第5号及び第11号に掲げるものに限るものとする。
  - 5 第2条第1項第4号に該当する者の就学援助費は、第1項第1号、第2号、第4号から第7号及び第11号に掲げるものに限るものとする。
  - 6 第1項第8号又は第10号の就学援助費の支給を受けた者（他市区町村において同じ趣旨の援助を受けた者を含む）については、翌年度、第7号に掲げる就学援助費は支給しない。ただし、翌年度の第7号に掲げる就学援助費の支給額が、当該年度の第8号又は第10号に掲げる就学援助費の支給額と差額がある場合は、差額の範囲内で支給できるものとする。

（申請及び決定）

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者は、毎年度、委員会の定める書類により、委員会に対し、その定める日までに申請しなければならない。

2 委員会は、前項の申請があったときは、第2条の規定に基づき審査し、支給の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

（支給方法）

第5条 就学援助費は、別に定める日に口座振込の方法により支給する。ただし、委員会が特別の事情があると認めた場合は、学校長を経由して支給することができる。

（不正受給の返還）

第6条 偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受けた者に対しては、その全額を返還させるものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成32年4月1日から施行する。